



Title	2019年10月3日比較法研究所主催 独日比較司法制度シンポジウム「裁判官の職務権限に関する規定」
Author(s)	メンクハウス,ハインリッヒ, デュヴェル,ノラ, デュヴェル,フランツ ヨーゼフ, 木村,領介
Citation	法律論叢, 93(1): 231-259
URL	http://hdl.handle.net/10291/21131
Rights	
Issue Date	2020-07-31
Text version	publisher
Type	Departmental Bulletin Paper
DOI	

<https://m-repo.lib.meiji.ac.jp/>

【資料】講演録 明治大学法学部附属比較法研究所(監修)

2019年10月3日比較法研究所主催 独日比較司法制度シンポジウム 「裁判官の職務権限に関する規定」

講演1 デュヴェル・ノラ
講演2 デュヴェル・フランツ・ヨーゼフ
翻訳 木村 領介
解題 メンクハウス・ハインリッヒ

目次	
序文	メンクハウス・ハインリッヒ 「シンポジウムの意義と概要」
講演1	デュヴェル・ノラ 「ドイツにおける裁判官職務法」
講演2	デュヴェル・フランツ・ヨーゼフ 「連邦裁判官の選任と最高裁判所の職務分担について」

<序文>

シンポジウムの意義と概要

I. 序

明治大学法学部附属比較法研究所では、2019年10月3日に開催したシンポジウムにおいて、これまであまり注目されてこなかった法分野であるドイツの裁判官職務法(Richterdienstrecht)に焦点を当てた。筆者は明治大学でドイツ法を教え

ており、特に日独比較法に重点を置いているが、比較法研究所の所長も仰せつまっていることから、このようなシンポジウムを企画した次第である。

シンポジウムの開催にあたって、日本及びドイツの裁判官に報告者として依頼を行った。ドイツ側は、裁判官である父娘が報告を快諾して下さった。父のフランツ-ヨーゼフ・デュヴェル(Prof. h.c. Franz-Josef Düwell)は、定年まで長きに亘り連邦労働最高裁判官を務め、また同裁判所所長も務めた。娘のノラ・デュヴェル(Dr. Nora Düwell)は、チューリンゲン州移住・法務・消費者保護省で行政裁判所裁判官として裁判官職務法担当業務に従事している。フランツ-ヨーゼフ・デュヴェルは筆者の友人であり、筆者が独日労働法協会⁽¹⁾の会長在任当時、理事を務め、2016年に同会会長に就任した。デュヴェル氏には娘とともに本シンポジウムに参加してくれたことに感謝したい。

今回は日本側の報告者がいなかったことが大変残念であった。現役の裁判官が裁判官職務法についてコメントすることは憚られ、また、このような問題を議論することもいとわない元裁判官も都合がつかなかった。そのような理由から、今回のシンポジウムで行われた二つの講演は、ドイツ法についてのみ触れられることになった。

ドイツ側の二人の報告者の講演タイトルは以下の通りである。

講演 1 デュヴェル・ノラ(Dr. Nora Düwell)

「ドイツにおける裁判官職務法」

〔原題〕 Das Dienstrecht der Richter nach Bundes- und Landesrecht
in Deutschland

講演 2 デュヴェル・フランツ-ヨーゼフ(Prof. h.c. Franz-Josef Düwell)

「連邦裁判官の選任と最高裁判所の職務分担について」

〔原題〕 Wahl der Bundesrichter und die Geschäftsverteilung der
richterlichen Dienstgeschäfte an den Obersten Bundesgerichten

講演はドイツ語によって行われ、日本語へ逐次通訳が行われた。講演原稿の翻訳と講演会での逐次通訳は、明治大学大学院法学研究科博士後期課程の木村領氏が

(1) <http://www.djga.de/deutsch/djga.html>

担当した。

なお、本講演録のドイツ語版は、講演原稿も含め、Meiji Law Journal No. 28で公刊予定である。

II. 国家形態としての法治国家制と民主制の範囲内の裁判官職務権限に関する規定

裁判官職務法は一つのシンポジウムでそのすべてを語るにはあまりに大きな分野である。そこで、職務法と憲法のかかわりに絞ることとする。これは、筆者自身が独日比較法における憲法上の問題に興味を持つ⁽²⁾からのみではなく、日本が1946年から多年にわたり現行憲法の改正に関心を寄せていることが背景にある。本シンポジウムでは、2つの異なる国家権力である立法権や行政権と同じように司法権に対しても適用される国家形態たる民主制と法治国家制に裁判官職務法が適合するかどうか、両国について検討を試みる。

1. 国家形態

ドイツ連邦共和国では、国家形態(*Staatsformmerkmal*)と国家目標(*Staatszielbestimmung*)が区別されている。それらの違いは、国家形態がすでに実現されているものであるのに対して、国家目標は実現されていないということではなく、国家形態違反が違憲を導くのに対して、国家目標違反の法的効果は明確ではないということにある。ドイツでは民主制と法治国家制が国家形態に挙げられている。双方はドイツ連邦共和国基本法(*Grundgesetz* : GG)28条1項に明確

(2) Rechtsstaat Japan? Konstitutive Elemente und Gefährdungen, in: Yamaguchi, Karin/Wördemann, Raimund (Hg.): Länderbericht Japan. Bundeszentrale für politische Bildung: Bonn 2014, S. 221-236; 『ドイツ人から見た日本における憲法文化』コンラート・アデナウアー財団日本事務所 2016; Der Wert eines Japaners im heimatlichen Großstadtdschungel. Das aktive Wahlrecht im Einpersonenwahlbezirk bei den japanischen Unterhauswahlen im Spannungsfeld der Grundrechte Gleichheit und Freizügigkeit sowie der Verfassungsgrundsätze Demokratie und Rechtsstaat, in: Meiji Law Journal 23 (2016) S. 1-23; Das japanische Rechtsstaatsverständnis, in: Rosenau, Henning u.a.(Hg.), Deutsch-Japanisch-Türkisches Symposium zum Rechtsstaat, erscheint 2020

に規定され、基本法の他の条項にも表れる。

日本でも憲法の根底にある国家形態があり、それは「基本原理」や「国家原理」と呼ばれるものである。それには憲法前文にある国民主権が挙げられる。国民主権は民主制によってのみ実現することができるため、日本における民主制は法的にはドイツ連邦共和国における民主制に類似するものにあるといえよう。

あいにく日本において法治国家は基本原理や国家原理とされておらず、日本国憲法には法治国家という概念は明記されていない。憲法学では、この点についてはドイツ法に倣った「法治国家」概念またはアメリカ法に由来する「法の支配」が用いられている。また、現在議論がなされている自民党による日本国憲法改正草案においても、どちらかの用語を含める意図はないことは明らかとなっている。少なくとも自由民主党の日本国憲法改正草案は、2012年から現在の改正議論の基礎になっている⁽³⁾。

一方で、ドイツにおける法治国家としての様々な要素は、日本国憲法にも規律があるということを見誤ってはならない。これには基本的人権の尊重(日本国憲法 11 条、97 条)、三権分立(同 4 章 - 6 章)、裁判を受ける権利(同 32 条)、国家賠償請求権(同 17 条、29 条)、刑事手続上の権利(同 31 条、39 条)、裁判官の独立(同 76 条 3 項)および合憲的秩序に関する条項(同 81 条、98 条、99 条)が挙げられる。それゆえに、国家形態としての法治国家は日本でも認められているともいえる。これは法律学の観点からだけでなく、日本のあらゆる国家機関によって強調されていることである。

2. 要素

日独両国は国家形態としての民主制と法治国家についての共通の理解に基づいていることから、両国における民主制と法治国家を構成している個々の要素の遵守について、裁判官職務法の分野でも検討することができよう。

a) 民主制

aa) 選定

通常、立法府における国民代表の選定のみが民主制のもとでは議論となるが、そ

(3) https://jimin.jp-east-2.storage.api.nifcloud.com/pdf/news/policy/130250_1.pdf

こだけの問題ではない。民主制は三権すべてに及ぶものである。そのため裁判官の選任も民主的であるかどうかが問題となる。なお、ここでは日本には比較可能な憲法裁判所がないことから、ドイツ連邦憲法裁判所裁判官の選任は問題とならない。

ドイツ連邦共和国においては、連邦主義(Föderalismus)という国家形態が適用されるため、州(Bundesland)と連邦(Bund)にそれぞれ裁判官がいる。裁判官の選定には双方のレベルが留意されなければならない。連邦には連邦裁判所裁判官に関する裁判官選定法(Richterwahlgesetz)がある。これは裁判官選定委員会(Richterwahlausschuss)について規定している。この委員会は委員の半数を所管各州大臣が占めており、残りの半数を州議会議員が占めている。後者の委員のみが国民によって選出されており、直接民主制的な正当化がなされている。各州大臣は間接民主制的な正当化がなされている。間接的とは、その地位については、各州議会議員から選出された各州総理大臣(Ministerpräsident)によって任命された者であることを意味している。ただ、各州大臣はほとんど全員が州議会議員であり、直接民主制的な正当化がなされている(事実上の議院内閣制)。それにも関わらず、裁判官は国民により選定されず、民主制的な正当化はなされているのか疑問が残る。

基本法98条4項によれば、州は州裁判官の選定を裁判官選定委員会に委ねるかどうかを自由に判断することができる。一部の州では裁判官選定委員会が設置されている。同様の考慮がなされるものがある。一部の州では裁判官選定委員会がない州もある。そこでは裁判官は行政当局により選定されている。この場合には裁判官の民主的正当化が問題となる。とりわけ、所管する州大臣が州議会議員でない場合には顕著となる。

日本では、最高裁判所長官の任命は内閣の指名に基づいて行われ(6条2項)、その他の最高裁判所裁判官と下級審裁判所裁判官は内閣により任命される(79条1項、80条1項)。これも間接民主制的正当化がなされていることになる。このような裁判官は民主的正当化がなされているといえるのだろうか？

bb) 罷免

裁判官の職務からの罷免は、日独両国に存在する。この場合、裁判官を罷免することで裁判官の不正行為を処罰することができる弾劾裁判(Richterdienstgericht)や、定年に達することにより退官するということを問題とするわけではない。ここ

で問題となるのは、民主制的な観点からの罷免である。

この点について、日本では一時的にはあるが国民が関わるができるという原則がある。それは憲法 80 条 1 項 2 文に下級審裁判所裁判官は任期 10 年であるとされ、再任も可能であることが規定されているためである。ここでは、公務員が国民によって選定され、罷免されると定める憲法 15 条に照らすと、単純な任期制で十分なのかという疑問が生じ得よう。最高裁判所裁判官の場合は、罷免の際の民主制的要素は明確になっている。憲法 79 条 2 項によれば、任命後の最初の衆議院総選挙とそれから 10 年が経過した後の最初の衆議院総選挙で国民により審査される。

ドイツ法では、日本国憲法 15 条に相当する規律はなく、また、一定期間が経過後に裁判官職が自動的に終了するとの規定もない。ドイツの民主制原理からも、その期間だけでなく、裁判官職にあっても国民はその罷免に関与することができるのか検討しなくてもよいのかという問題が生じてくる。もしそうならば、終身任期で任命するドイツの実務は民主制的観点から疑問が残る。

b) 法治国家

aa) 三権分立

法治国家制の特徴のなかに権力分立があるということは異論のないところである。それにより、三権は原則として相互に独立しており、互いにコントロールし合っている。司法については、独自の行政部門が必要となることを意味している。それは日本では、最高裁判所が担っている。これはドイツではなされておらず、司法行政は行政府が担っており、くわえて司法大臣が常にこれを担うのでもなく、例えば労働事件に関する司法行政は、労働社会大臣が担うというものである。このようなドイツのやり方は法治国家制にもとるのではないかが議論されなければならないだろう。

bb) 裁判官の独立性

権力分立とは区別される法治国家のまた別の要素が裁判官の独立 (**richterliche Unabhängigkeit**) である。これはドイツでは基本法 97 条 1 項に、日本では憲法 76 条 3 項に規定されている。裁判官の独立の実際の扱いは両国でかなり異なっている。ドイツ連邦共和国では、例えば転勤はその裁判官の同意なしに決定すること

はできないのに対して、日本においては、これは明らかに異なっている。このような日本での取扱いは、法治国家原理に背くことではないのか議論する必要がある。

cc) 法律に定められた裁判官

裁判官の独立性という法治国家の要素とは別に、法律に定められた裁判官 (*gesetzlicher Richter*) の要素がある。基本法 101 条 1 項 2 文は、何人も法律に定められた裁判官（による裁判を受ける権利）を奪われることはないとしている。ここでは職務分担計画 (*Geschäftsverteilungsplan*) が重要な役割を演じる。日本国憲法には同様の定めがない。しかし日本にも職務分担計画がある。果たして、その職務分担計画が同じ理由で存在するのか、また法治国家の要請に適合するものであるのか、が問題となる。

III. 結語

民主制と法治国家という国家形態の遵守について生じている問題は、ドイツと日本の裁判官職務法の分野で議論されるべきものとなっている。しかし、日本人報告者がいなかったため、本シンポジウムではドイツ法における現状についてのみを取り扱った。上述の民主制と法治国家という国家形態の遵守について生じている疑問は、裁判官職務法にも認められるが、それは効率的な司法制度という利益から、裁判官職務法における民主制や法治国家的な要請は後退しているのは明らかである。例えば、裁判官を国民がいつでも罷免することができたり、身分が任期の経過により自動的に喪失したりするようになっていけば、優れた法律家が裁判官になろうとしなくなるだろう。憲法上の準則や裁判官職務法それ自体についても部分的な修正をする必要がある。

〔記：メンクハウス・ハインリッヒ（明治大学法学部教授、明治大学法学部付属比較法研究所所長）〕

< 講演 1 >

ドイツにおける裁判官職務法

[原題] Nora Düwell, Das Dienstrecht der
Richter nach Bundes- und Landesrecht
in Deutschland

講演 デュヴェル・ノラ
翻訳 木村 領介

目 次

- I. ドイツにおける司法
- II. 裁判官の採用
- III. 裁判官の職務
- IV. 裁判官職務の終了

I. ドイツにおける司法

1. 裁判所組織

ドイツにおける裁判官の法的地位と司法機関についての基本的な規定がドイツ連邦共和国基本法 (Grundgesetz: GG) 92 条である。そこには“司法権は裁判官に委ねられ、連邦憲法裁判所 (Bundesverfassungsgericht)、基本法が定める連邦裁判所 (Bundesgericht) 及び州裁判所 (Gerichte der Länder) によって行使される。”と定められている。この指導的規定は基本法 20 条 2 項による権力分立原理の発現を支えるものであり、いわゆる裁判官による裁判権の独占を根拠づけている。第三の国家権力である司法権は、基本法 92 条前段に基づいて例外なく裁判官に委ねら

れている。また、司法権は基本法 92 条後段により、その行使が裁判所という裁判官の集団によってなされることが法律により体系化されることで実現している⁽¹⁾。そのため基本法とは個別的要素と組織的要素で結びついている。すなわち、裁判所では司法権は個別の裁判官に委ねられている(個別的要素)が、その一方で反対に裁判官は裁判所という枠組みのなかで職務を遂行しなければならない(組織的要素)ということである⁽²⁾。

それに加えて基本法 92 条後段は、基本法 30 条による連邦の権限分配を補完している。それによれば、基本法に別段の定めがなく、またはこれを認めない限り、国家権限の行使と国家任務の遂行は州の事務であるとされる。基本法 92 条後段の司法権についての連邦機関についての規定により、司法権は連邦憲法裁判所、基本法が定める連邦裁判所及び州裁判所によって行使されるとされている。

詳細は以下の通りである：

カールスルーエ (Karlsruhe) に所在する連邦憲法裁判所 (Bundesverfassungsgericht) は、裁判所であり、同時に憲法機関 (Verfassungsorgan) である。連邦憲法裁判所はドイツ連邦共和国基本法の遵守を監視する。1951 年に設置されて以来、同裁判所は自由で民主的な基本秩序を発展させ、機能させることに貢献している。それはとりわけ基本権の実現に役立っている。基本法の遵守をあらゆる国家機関に義務づけている。それに疑義があれば、連邦憲法裁判所に判断を仰ぐことができる。その判断は取消し得ない。その判例にはその他すべての国家機関が拘束される。憲法機関として連邦憲法裁判所—専門裁判所とは異なり—は官庁による職務監視に従属しない⁽³⁾。

基本法 95 条 1 項は、連邦に通常裁判権、行政裁判権、財政裁判権、労働裁判権および社会裁判権の分野についての最高裁判所として、連邦通常裁判所、連邦行政裁判所、連邦財政裁判所、連邦労働裁判所および連邦社会裁判所を設置する権限を与え、その設置を義務づける。

(1) BeckOK Grundgesetz, Epping/Hillgruber, 41. Edition, Stand: 15.02.2019, Art. 92, Rn. 18

(2) Isensee/Kirchhof HStR V/Sodan, § 113 Rn. 11 ff.

(3) s. zu vorstehenden Sätzen: https://www.bundesverfassungsgericht.de/DE/Das-Gericht/Gericht-und-Verfassungsorgan/gericht-und-verfassungsorgan_node.html

その他の裁判所組織は州の高権 (**Länderhoheit**) に従属する。それについて 16 の連邦州は、基本法で定められた刑事事件・民事事件についての通常裁判権 (**ordentliche Gerichtsbarkeit**) と行政事件、労働事件、社会事件および財政事件についての専門裁判権 (**Fachgerichtsbarkeit**) とに区別している。事実的な裁判所の管轄権の分配は、それぞれの裁判所構成規定によってなされる。例えば労働裁判権については労働裁判所法 (**Arbeitsgerichtsgesetz**) がこれをなす。

多くの受訴裁判所や上訴裁判所がそれぞれの州で設置されるように、州は組織公権 (**Organisationshoheit**) の範囲で自由になすものである。これらを定めるにあたっては、住民人口、州の大きさ、受訴件数および財政的な枠組み、場合によっては歴史的な考慮が重要とされる。2つの連邦州での通常裁判権についての裁判所組織を比較すると、ドイツのなかでも面積、住民人口の規模が大きなノルトライン＝ヴェストファーレン州では3つの高等裁判所 (**Oberlandesgericht**) がデュセルドルフ、ケルンおよびハムに所在しており、19の州裁判所 (**Landgericht**) と129の区裁判所 (**Amtsgericht**) を擁している。それに対してテューリンゲン州ではイエーナに所在する高等裁判所、4つの州裁判所と23の区裁判所しかない。

2. 名誉職裁判官 (**ehrenamtliche Richter**) との協力

ドイツでは特定の訴訟手続について名誉職裁判官も関与する。名誉職裁判官は職業裁判官でない者であり、法律に基づいて完全な評決権を有しながら裁判に協力する。それによって名誉職裁判官は、法発見 (**Rechtsfindung**) につき職業裁判官と同等の権限を有している。名誉職裁判官は2つのグループに分類される。すなわち、第1は大衆の代表者である者と第2は特別な専門知識を有する者である。第1のグループは、特定の刑事事件で協力するいわゆる通常裁判権の参審員 (**Schöffe**) であり、また行政裁判についての名誉職裁判官である。それに対して、例えば労働裁判についての名誉職裁判官には、専門的知識を有していることから使用者や場合によっては労働者の代表が選任される。

II. 裁判官の採用

1. 裁判官職の法形式

裁判官はドイツ裁判官法(Deutsches Richtergesetz: DRiG)8条により裁判官として4種類に分けられる。すなわち、終身裁判官(Richter auf Lebenszeit)、臨時裁判官(Richter auf Zeit)、試用裁判官(Richter auf Probe)または委託裁判官(Richter kraft Auftrags)である。

終身裁判官の身分は通例ドイツ裁判官法28条1項により規定されている。大学教授も終身裁判官に任命され得るものであり、これは大学教授としての職務を続けるほか終身裁判官を兼職するものである。注意すべき点は“終身 auf Lebenszeit”という呼称は形式的なものであって、すべての裁判官は一定の年限に達すれば定年となる。

臨時裁判官は、連邦と州の憲法裁判所を除いて、行政裁判所法(Verwaltungsgerichtsordnung: VwGO)16条および社会裁判所法(Sozialgerichtsgesetz: SGG)11条4項によってのみ認められている。それに従って、行政高等裁判所あるいは社会高等裁判所や行政地方裁判所あるいは社会地方裁判所では、他の裁判所の終身裁判官や法学の大学教授を、少なくとも2年の任期中、最高でも本職の任期を超えない範囲で、裁判官を兼職として任命することができる。そのほかに行政裁判権には行政裁判所法18条による独自性がある。すなわち、臨時的にのみ人員不足を補充するために、裁判官職の適性を有する終身官吏を少なくとも2年間、長くとも官吏としての任期まで、臨時裁判官に任命することができる。その文言からもわかるように、臨時裁判官の身分は特に一時的な問題に関するものである。そのほかに臨時裁判官は、法律案の起草に携わる官吏が務めることで、このような任務に役立つ裁判官経験の機会を与えることができ有益とされる。

試用裁判官の身分は、終身裁判官に任命されるための適性をまだ満たしていない者の身分である。遅くとも任命されてから5年の試用裁判官が、ドイツ裁判官法12条2項1文に基づいて終身裁判官に任命されなければならない。試用期間の2年を満了するまで試用裁判官は特別の理由なくして解任することは許されない。裁判官の独立が考慮されるために、解任はいつでも許されるのではなく、ドイツ裁

判官法 22 条 1 項に基づいてのみ、任命から 6 ヶ月、12 ヶ月、18 ヶ月または 24 ヶ月の満了時のみ許される。解任には十分かつ合理的な理由が必要とされる⁽⁴⁾。職務上の評価から試用裁判官の適性について重大な疑念が生じた場合は、それに基づいて解任することが可能とされる。例えば共感力の欠如⁽⁵⁾や法学の専門知識の不足⁽⁶⁾のような試用裁判官個人に理由があれば、ドイツ裁判官法 22 条 1 項による解任が許される。また、例えば人員を削減するため、業務の縮小をするためなどの雇用当局の理由からもこの規定を援用することが許される。配慮義務から雇用当局は、解任の決定に際してはそれに関するあらゆる事情を考慮しなければならない。裁判官職の質の保持と振興には一般に社会的な考慮がなされなければならない⁽⁷⁾。人種、民族、宗教または信条などの理由で非合理的な考慮がされた場合には解任は認められない。

ドイツ裁判官法 22 条 2 項に基づいて、裁判官職の適性がない場合(第 1 号)または裁判官選定委員会が終身または臨時裁判官への継続採用を拒絶した場合(第 2 号)、試用裁判官は 3 年目または 4 年目が満了することで解任され得る。さらに試用裁判官はドイツ裁判官法 22 条 3 項により、裁判による懲戒手続によって終身裁判官に課される懲戒処分となる行為でも解任され得る。

裁判官職のための適性を有する終身官吏または臨時官吏は、ドイツ裁判官法 14 条により委託裁判官に任命することができる。この規定は特別な地位形態を導入するものである。ここでは終身官吏や臨時官吏を裁判官職に転出できるようにすることが目的とされる。委託された裁判官身分は、とりわけ後継世代の裁判官を考慮し導入されており、行政裁判所、財政裁判所および社会裁判所ならびに連邦特許裁判所は、幅広い専門的知識を要するため、研修後に行政官を裁判官として継続採用する可能性もなければならない⁽⁸⁾。委託裁判官の職務の目的は試用裁判官身分と比較することができる。雇用当局は官吏の裁判官職としての適性を確認すべきとされる。特筆すべきは委託裁判官の供給源である官吏身分への影響である。委

(4) BGH, Urteil vom 22. Juli 1980 - RiZ (R) 4/80 -, juris

(5) BGH, Urteil vom 29. September 1975 - RiZ (R) 1/75 -, juris

(6) Bayerischer Dienstgerichtshof für Richter, Beschluss vom 10. November 1989 - DGH 15/89 -, juris

(7) Schmidt-Räntsch, DRiG, 6. Aufl., 2009, § 22 Rn. 8

(8) Schmidt-Räntsch, a.a.O., § 14 Rn. 2

託裁判官は前職の俸給と待遇を保持する(DRiG 15条1項1文および2文)。そのほかの点で委託裁判官身分の任期中は、職務上の守秘義務や贈答品受領の禁止を除いて、官吏としての身分関係から生じる権利と義務は停止する。裁判官に任用されれば、任用した雇用当局に対してドイツ裁判官法15条2項により俸給の支払いが義務づけられる。

テューリンゲン州法で具体例を挙げると、例えば委託裁判官に任用されることで、法律により連邦官吏としての官吏身分は停止することになる。法律による規律に基づいて連邦は官吏の裁判官職への採用を妨げてはならない。その連邦官吏のポストは、テューリンゲン州で終身裁判官に任命されるか官吏に復帰するかどうかで、遅くとも2年は確実に空席のままとされる。その間に委託裁判官は官吏としての身分に準じて俸給が支払われ、その待遇を受ける。新たな雇用当局は、この事例ではテューリンゲン州は、前職の雇用当局たる連邦に代わって俸給を支払う。

2. 裁判官任命のための要件

ドイツ裁判官法9条により、第1に基本法116条の意味のドイツ人であり、第2にいかなるときも基本法第3編の意味の自由で民主的な基本秩序に対する忠誠を尽くし、第3に裁判官職としての適格を有し、第4に必要とされる社会的素養を持ち合わせている場合のみ裁判官身分に任命されることが許される。裁判官職としての適格とは、第1次試験をともなう大学での法学教育(DRiG 5a条、5d条)と第2次司法国家試験をともなう2年におよぶ法実務修習(DRiG 5b条、5d条)一及第して一を修了することである(DRiG 5条1項前段)。これに加えてドイツ裁判官法7条に基づいて、ドイツ裁判官法が適用されるすべての法学の大学正教授は裁判官職の適格を有するとされる。

3. 裁判官の募集と採用の方式

大多数の連邦州での裁判官の募集は、当該裁判管轄を統括する州の司法行政当局により実施される。それぞれの裁判管轄での試用期間中の業務を考慮して、例えばテューリンゲン州の応募者は、いわゆる集団面接に合格しなければならない。とりわけここでは、当該司法当局の代表と2人の上級裁判所の長官が所属する委員会による応募者の社会的素養の試験がなされる。面接や口頭試問のなかで、応募者に精

神力、忍耐力、協調性および意欲があるかどうかテストされる。

専門的な適性は、最低要件が設定されており保障されている。応募者は第1次試験と第2次国家試験で一定の点数を得ていなければならない。このような最低点数の確定に関して法的問題にはならない。第2次国家試験に及第し、裁判官職としての適性(Befähigung zum Richteramt)というドイツ裁判官法9条の要件を満たす応募者であっても裁判官として採用される権利はない。基本法12条1項の自由な職業選択の基本権は、公務についての基本法33条2項により制限され、それによれば、すべてのドイツ人はその適性、能力および専門的技量に応じて等しくあらゆる公職に就くことができるとされ、任用される数は当該公法上の機関の(最広義の意味での)組織権(Organisationsgewalt)によってのみ定められるとされている⁽⁹⁾。基本法33条2項に定められている適正、能力および専門的技量は適任者が公職に就くという公益に役立つものである。他方で基本法33条2項は、適切な職業的成功についての官吏の正当な利益を考慮している。さらに判例は、応募者の選定において、その裁量には適正で過誤が存在しないという基本権に類する権利を展開している(いわゆる応募手続請求権 *Bewerbungsverfahrensanspruch*)⁽¹⁰⁾。なお、このような固有の権利は昇任の選定についても適用される。不合格となった応募者が、応募手続請求権の侵害があると考えたならば、行政裁判所による緊急の権利保護(*Eilrechtsschutz*)を求めることができる。その決定が確定するまで雇用当局は任命できない。

たいていの裁判官は行政によって選任され、それについて当該大臣は議会に対して政治的責任を負う。ほとんどの連邦州でなされる、このような慣行については行政が裁判官を選任することによって、司法に対して間接的に影響を与えることができるとして異論が唱えられている。

この異論に対処するために、連邦および9つの連邦州では、裁判官選定委員会(Richterwahlausschuss)制度が創設された。そこでは選定について裁判官選定委員会の承認が必要とされる。連邦では最高裁判所の裁判官は所管連邦大臣と裁判官選定委員会の協力により任命される。この委員会は、裁判官選定法2条、3条に関係する基本法95条2項に基づいて、権限のある16人の州大臣に加えて、連邦

(9) vgl. BVerfG, Kammerbeschluss vom 04. Mai 1998 - 2 BvR 159/97 -, juris

(10) Burghart in: Leibholz/Rinck, Grundgesetz, 78. Lieferung 05.2019, Art. 33 GG

議会により選出される16人で構成される。

裁判官選定委員会が設置されている9つの連邦州で、その権限は異なっている。部分的に委員会は試用裁判官の採用の権限があり、また部分的に終身裁判官の任命やその昇任の決定について権限がある。

テューリンゲン州では、テューリンゲン裁判官検察官法 (Thüringer Gesetz über die Rechtsverhältnisse der Richter und Staatsanwälte im Landesdienst: ThürRiStAG)50条に基づいて、裁判官選定委員会の承認をもって初めて司法大臣が終身裁判官職に任命するものと定められている。

昇任させる場合に、人事委員会 (Präsidentialrat) が選定の同意を拒絶し、テューリンゲン裁判官検察官法33条1項による合意手続も不調に終われば、テューリンゲン裁判官検察官法33条2項1文に関連する32条2項1号に基づいて裁判官選定委員会が関与する。裁判官選定委員会は、基本法33条2項に基づく適任者選抜の原則が遵守されているか否かを審査する。その職務範囲を決定する上級裁判所の長官は、裁判官選定委員会の決定の前に意見を述べるものである。

テューリンゲン州では第6立法期 (Legislaturperiode) の終了によって、委員の定数が不足規則通りの決議ができなくなっているために、裁判官選定委員会が機能できないことが問題となっている。裁判官のなかから選出される裁判官選定委員のほかにテューリンゲン州議会の10人の議員も裁判官選定委員会に属している。これはテューリンゲン裁判官検察官法52条1項に基づいて、3分の2多数決で選出され、州議会の全会派が、テューリンゲン裁判官検察官法52条2項1文に基づいて、少なくとも1人を代表として裁判官選定委員会の委員にしなければならない。以前の委員が外れたことで選出される右派ポピュリズム会派“ドイツのための選択肢 (AfD)”の委員候補者は、最終的には必要な3分の2多数に達しなかったために、今のところは終身裁判官を任命することはできない。第7回テューリンゲン州議会は2019年11月に開会された。2020年1月29日から31日までの本会議に際して、州議会からの裁判官選定委員が選出される。その他の政党が90人の議員のうち22人を擁するAfDを締め出す姿勢であるのかはまだ分からない。締め出すような場合には、裁判官職の任命はできず、昇任も決定できない。そのような拒絶の姿勢が憲法上許容されるかは疑わしい。

III. 裁判官の職務

1. 評価

裁判官は、裁判官として活動している間、定期的に評価を受ける。職務についての評価は人事決定の基礎となり、成果主義の実現に資するものである。評価の時期については、それぞれの各州法や連邦法の規定で異なっている。

2. 裁判官の独立

ドイツ裁判官法 25 条の文言でも繰り返される基本法 97 条 1 項によれば、裁判官は独立しており、法律にのみ拘束されるとされる。憲法上保護されているのは、実質的独立 (*sachliche Unabhängigkeit*) である。つまり、裁判官は指図を受けることなく活動する。実質的独立は、職務監視からだけでなく、その他のあらゆる行政府やその他国家機関から尊重されるものである。実質的独立は、裁判官が指図なしに自身で判断を下し得る場合にのみ保障されているとすることができるものであり、基本法 97 条 1 項は、裁判官の法的地位に対する行政による回避的、間接的、僅かで心理的なあらゆる影響力の行使を禁じる⁽¹¹⁾。議会は係属中の事件の裁判官に影響を与えてはならず、また司法担当大臣やその裁判所の総務部 (*Präsidium*) は、裁判体の評決に対して働きかけてはならない。当該の部 (*Kammer*) の長たる裁判所長官は、それぞれの裁判官の判断を変更させることも許されない。連邦憲法裁判所は、ある訴訟において次のように述べている： „個々の裁判官に担当事件が割り振られた (裁判所構成法) (GVG 192 条 1 項) 後に、ある裁判官がその訴訟手続から外れている場合、その裁判官は法律上の担当裁判官ではなく、判決発見 (*Entscheidungsfindung*) または裁判官の信念に基づく判決作成における、協力 (*Mitwirkung*) から除外される。これはとりわけ裁判長に該当するものである。裁判長は—その専門知識や経験、人間理解に基づいて、またはその権威によって—技能と知識の仲介のために、並びに判例の安定と価値づけるために、他の裁判官に対して恣意的に指示を行う可能性がある⁽¹²⁾。“

(11) BVerfG, Nichtannahmebeschluss vom 17. Januar 2013 - 2 BvR 2576/11 -, juris

(12) BVerfG, Kammerbeschluss vom 29. Februar 1996 - 2 BvR 136/96 -, juris

さらに、裁判官は個人として独立している。これは、裁判官がその実質的独立を侵害する可能性のある一定の人事的措置を受けることがないことを意味している。しかしながら、その個人の自由は無制限なものではない。基本法97条2項1文によれば、専任として、かつ人事計画に基づいて無期限に任命されている裁判官は、裁判官による裁判により、かつ法律の定める理由および形式によらなければ、その意に反して、任期満了前に罷免し、長期または一時的に停職、転任もしくは退官させることはできない。立法によって、終身身分で任命される裁判官を退官させる定年を定めることができる。部局や管轄区域の変更の場合には、裁判官を他の裁判所に転任または退官させることができるが、その際は、俸給の全額を支給されなければならない(GG 97条2項2文)。

最後に、裁判官はドイツ裁判官法39条によって、独立性の維持(Wahrung der Unabhängigkeit)が義務づけられている。裁判官は、その職務内及び職務外において、さらには政治活動の際にも、裁判官の独立への信頼を損なうことがないようにふるまわなければならない。ただし、それは裁判官が市民社会に関与することを許さないという意味ではない。裁判官もまた基本法により保障された人格権と市民権とを持つ。裁判官は自身の考えに従って社会的な関係に入ることを妨げられない。例えば、教会やその他の宗教団体(GG 4条)、団体、労働組合(GG 9条)、及び政党のメンバーになることは、自身の内心の束縛となりうるが、これを妨げられることはない⁽¹³⁾。加えて、裁判官は自己の信念に基づき意見を表明すること(GG 5条)や、所管官庁または国民代表に対して請願を行うこと(GG 17条)を妨げられない⁽¹⁴⁾。しかし、その際に裁判官は、自身の職務の中に当然に存在している信頼が、理性的で客観的な監視によって危険にさらされることがないようにふるまわなければならない⁽¹⁵⁾。

3. 職務監督

裁判官は、その独立性にもかかわらず、職務監督を受けることになる。：しかしドイツ裁判官法26条1項によれば、裁判官が職務監督の下に置かれるのは、これ

(13) Staats, Deutsches Richtergesetz, 1. Auflage, 2012, § 39 Rn. 3

(14) Staats, a.a.O., § 39 Rn. 3

(15) Niedersächsischer Dienstgerichtshof für Richter, Beschluss vom 14. September 1989 - DGH 1/89 -, juris

によって裁判官の独立が侵害されない範囲のみに限られている。職務監督の行使は行政と司法とに接点を生じさせる。職務監督に当たっては、一方で、憲法上保護された裁判官の実質的独立および個人的独立に干渉することは禁止される。しかし他方で、すべての裁判官が義務に誠実に行動すること、あるいはそのように行動するよう促されていることを保障しなければならない。同様にドイツ裁判官法 26 条 2 項による職務監督は、職務遂行の方法が規則に沿わない場合の注意や規則通りに遅延なく職務を遂行するように警告する権限も含まれている。

職務上の上司は、裁判官の独立性のために裁判官としての活動の中心領域に影響を与えることは避けなければならない。裁判官の独立の効果的な保護のために、法発見のほかに、それを間接的に支えている、予備的または事後に行われる、あらゆる実体的・手続的な決定は職務監督から除外される。具体的な訴訟において法を発見する、法的平穩を確保するという裁判官の任務に直接関係する行為は保護される。そのため判例によれば、職務監督による措置は以下に関するものについては認められない。

- 審理の準備。
- 適正手続を欠いた情報請求ないし意見表明。
- 証拠調べを目的とした国内出張。
- 鑑定人に権限を与え、第 2 の鑑定人を迎え入れること。
- 調書作成者(Protokollführer)により作成される調書の作成。
- 職務時間の自由。裁判官の実質的独立から、必ずその場になければならない一定の業務(法廷、評議、担当部署で行う業務および緊急対応)でない限り、裁判官は決められていない時間や決められていない場所で職務を行うことを要求されないということが導かれる⁽¹⁶⁾。
- 審理についての指示；これについての上司の批判的なコメントは原則として裁判官の独立性に影響し、許されない⁽¹⁷⁾。
- 裁判所総務部による職務分担；裁判官の職務が問題とされており、その決定の

(16) Schmidt-Räntsch, a.a.O., § 26 Rn. 29, BVerwG, Urteil vom 18. Februar 1981 - 6 C 95/78 -, juris (Kurztext)

(17) Dienstgerichtshof für Richter bei dem Oberlandesgericht Hamm, Urteil vom 10. Mai 2004 - 1 DGH 2/02 -, juris

内容に関する職務監督担当者のあらゆる措置は許されない⁽¹⁸⁾。

裁判官の判断の内容に関する職務監督法上の措置については、それがきわめて明白 (**ganz offensichtlich**) で何人においても認識可能な誤り (**für jeden erkennbarer Fehlgriff**) である限りは許容される。例えば、廃止された法律の適用や、一般にも知られているような法律の不適用である。しかし、そこでの誤りは、その特殊なテーマについて詳しくない者にとっても認識可能である必要がある。連邦職務裁判所の判例によれば、明白な誤りのカテゴリーやそれについての明確な適用範囲は必要としていない。すなわち、誤りが明白でない場合には、職務監督措置の対象から除外される。疑わしいだけでは裁判官の独立性を尊重しなければならない⁽¹⁹⁾。

また、職務監督法上の措置は、裁判官の規律外の領域に属する事柄である限りは許容される。それは、このような事柄が法発見という裁判官の職務の中心領域からほとんどかけ離れているため、基本法 97 条 1 項における独立性の保障は、もはや合理的に必要とされないということを意味している⁽²⁰⁾。判例によれば以下のような措置は許されている。

- 証拠調べを目的とする海外出張を拒否すること。
- 年末に係属中の訴訟について、簡単な理由を付して報告させること。
- 養成を目的として司法修習生 (**Referendar**) に割り当てること。
- 用意された法廷で裁判の運営上定められたまたは許可された日時にのみ開廷する規準を定めること。
- 刑事手続における賦課金 (**Geldauflage**) が司法省の通達に基づいてなされている場合に、裁判官により課される過料 (**Geldbuße**) が通達に従っているか検証すること⁽²¹⁾。
- 高等裁判所での実習に及第することで、より高い最終基本給の裁判官職に転任

(18) BGH, Urteil vom 07. Juni 1966, BGH, Urteil vom 07. Juni 1966 - RiZ (R) 1/66 -, juris

(19) BGH, Urteil vom 27. September 1976 - RiZ (R) 3/75 -, BGHZ 67, 184-190, juris

(20) BGH, Urteil vom 23. Oktober 1963 - RiZ 1/62 -, juris; BGH, Urteil vom 24. Juni 1991 - RiZ (R) 3/91 -, juris

(21) BGH, Urteil vom 26. Juni 1984 - RiZ (R) 3/84 -, juris

することができるということ⁽²²⁾。

それぞれの裁判官が処理した訴訟の数を比較すべきなのかという問題には、様々な意見がある。現在の判例⁽²³⁾によれば、同僚よりも明らかに処理した訴訟の件数が少ないことを理由に、裁判所長官が、ある裁判官に対して注意したとしても、それは裁判官の独立に対する強制的な干渉ではないとしている。シュトゥットガルト高等裁判所の裁判官職務裁判所の見解によれば、集計し個々の裁判官と比較するために、他の同等の立場にある裁判官たちの平均的な処理件数を比較することは許されるとされる。しかし、**Neue Richtervereinigung (NRV)**はこのような判断を批判している。すなわち、個人の処理件数を増やし、他の裁判官の平均処理件数と同じになるよう仕向けたとしたら、裁判官の独立の侵害であるとする⁽²⁴⁾。ここでは、これに関しての連邦の職務裁判所の判断による明確化が待たれる。

職務監督のための権限については法律や規則のなかに完全な規定はない。その規制には州ごとに特徴的な差異が見られる。テューリンゲン州では、テューリンゲン裁判所構成法施行法 (**Thüringer Ausführungsgesetz zum Gerichtsverfassungsgesetz: ThürAGGVG**)10 条 1 項 2 号と関連する、裁判所構成法 22 条 3 項 1 文による、州裁判所の裁判管轄で活動する裁判官についての一般的職務監督を、各州裁判所の長に義務づけている。その他の職務監督は高等裁判所長官および司法担当大臣によって行われる。職務監督上の措置として用いられうるものは以下の通り：

- 厳重注意 **Vorhalt**、すなわち、事実に対する客観的な査定公表。
- 訓告 **Ermahnung**、すなわち、裁判官としての自覚を諭すこと。
- 懲戒手続 **Disziplinarverfahren** の開始。

4. 懲戒法

裁判官は、自らに課せられた義務について有責的に違反した場合、職務規程違反となる。職務外ならば、その義務違反が個々のケースごとの事情に応じた特別な基

(22) BGH, Urteil vom 16. März 2005 - RiZ (R) 2/04 -, juris

(23) Dienstgerichtshof beim OLG Stuttgart vom 29. Mai 2019, - DGH 1/18, juris

(24) FD-ZVR 2019, 417624, Beck-online (Stand: 26.08.2019)

準に該当する場合のみ職務規程違反となる。その基準としては、その職務について、あるいは裁判官の評価について相当程度の信頼を損なわせたか否かというものである。テューリンゲン裁判官検察官法 80 条では、以下の懲戒手続が取られ得る。

- 戒告 **Verweis**。
- 過料 **Geldbuße**。
- 減給 **Kürzung der Dienstbezüge**。
- 転任 **Versetzung in ein anderes Richteramt mit gleichem Endgrundgehalt**。
- 降任 **Versetzung in ein Richteramt mit geringerem Endgrundgehalt (Zurückstufung)**。
- 懲戒免職 **Entfernung aus dem Dienst**。
- 恩給の減額 **Kürzung des Ruhegehalts**。
- 恩給の剥奪 **Aberkennung des Ruhegehalts**。

ここでの特徴は、最も弱い処分である戒告のみが、上司から懲戒処分的方式で科されうるということである。他の場合はすべて最上級所管官庁の事項であり、つまりは司法担当大臣が行うものである。ここで司法担当大臣により職務規程違反に該当すると判断されると、裁判官職務裁判所 (**Dienstgericht der Richter**) において、例えば減給などについての裁判が行われる。

5. 裁判官の自治

ドイツ裁判官法 49 条に基づき、連邦裁判所は裁判官代表機関として、1. 一般的な事務および福利厚生の問題に従事する裁判官評議会 (**Richterrat**) と、2. 裁判官の選任を行うための人事委員会 (**Präsidialrat**) を設置する。そのため雇用当局と裁判官たちとの間の緊張関係における裁判官の代表としての連邦裁判所には、2 種類の裁判官代表の方式が規定されており、これらは一定の枠組みのなかで裁判官の利害関係を代表する。

ドイツ裁判官法 72 条ないし 74 条の設置要件に基づき、各州の法律にも、設置や権限、所轄官庁や職員代表機関との協力に関する規定が組み込まれている。裁判

官代表機関の共同決定は、各州においては連邦の権限よりも広範囲に及ぶ。裁判官評議会と人事委員会には、ドイツ裁判官法の規定によって各州に最小範囲の任務が割り当てられている。ドイツ裁判官法 73 条によれば、裁判官評議会は以下の最低限の任務を行う：1. 裁判官の一般事務および福利厚生の問題への従事、2. 裁判官及び裁判所職員に関係する一般事務および福利厚生の問題に対する職員代表との共同関与である。人事委員会はドイツ裁判官法 75 条 1 項に従い、前職より最終的には高い給与となる職務に就任する裁判官を任命する。そこでは裁判官の人物的・専門的な適性について、書面による講評が与えられる。加えて、裁判官人事委員会にはドイツ裁判官法 75 条 2 項によってその他の任務も課することができる。

構造的な観点では、テューリンゲン州で 2019 年 1 月 1 日に施行されたテューリンゲン裁判官検察官法は、ドイツでは初となる独自の制度を導入した。すなわち、従来の人事委員会システムが、州のすべての裁判所のための共同人事委員会 (*gemeinsamer Präsidialrat*) を設置することで廃止されたのである。

テューリンゲン裁判官検察官法 30 条 1 項によれば、共同人事委員会は各裁判所のために、司法担当大臣の下で通常裁判権、行政裁判権、財政裁判権、労働裁判権および社会裁判権を確立し、同法 31 条 2 項により、共同人事委員会委員長はテューリンゲンにある全裁判所の長官のなかから選ばれる。現在の人事委員会システムは、その立法理由によれば、さらなる効率化につながるのに加え、特に昇任決定の際の競争状態が、その他の裁判権にまで及ぶようになるものである。共同委員会はこの関連で、参加手続の透明性と受容性を高める。同時に、管理しやすくコストの低い委員会の構造が構築された。新しい構造が実際に機能するかどうか、またどのように機能するのかはまだわからない。

IV. 裁判官職務の終了

定年に達すると裁判官職務は終了する。終身裁判官は定年に達した月の月末に退官することになる。原則として 67 歳で定年に達する。退官の延期はできない。

終身裁判官または臨時裁判官は、書面による合意なしで、裁判による懲戒手続によってのみ、司法機関の利益のため (DRiG 31 条) に、裁判所機構の組織変更

(DRiG 32条)その他の方法で転任、免職または職務能力欠如による退官をさせることができる。

(デュヴェル・ノラ・ドイツ連邦共和国、テューリンゲン州行政裁判所裁判官)
(木村 領介・明治大学大学院法学研究科博士後期課程)

＜講演 2＞

連邦裁判官の選任と最高裁判所の職務 分担について

[原題] Franz-Josef Düwell, Wahl der Bundesrichter
und die Geschäftsverteilung der richterlichen
Dienstgeschäfte an den Obersten
Bundesgerichten

講演 デュヴェル・フランツ - ヨーゼフ
翻訳 木村 領介

目 次

1. 連邦裁判官の法的地位
2. 連邦裁判官の指名・任命
3. 裁判官の職務分担

1. 連邦裁判官の法的地位

ドイツ裁判官法 (DRiG) が用いる広義の「連邦の職務をなす裁判官 (Richter im Bundesdienst)」とは、

- 連邦の最高裁判所: 連邦通常裁判所 (Bundesgerichtshof)、連邦行政裁判所 (Bundesverwaltungsgericht)、連邦財政裁判所 (Bundesfinanzhof)、連邦労働裁判所 (Bundesarbeitsgericht) および連邦社会裁判所 (Bundessozialgericht) の裁判官と

- 第一審連邦裁判所（現在では：連邦特許裁判所 (**Bundespatentgericht**)、北部軍事服務裁判所 (**Truppendienstgericht Nord**) および南部軍事服務裁判所 (**Truppendienstgericht Süd**) の裁判官と解される。

それらは基本法 98 条の語に対応している。

狭義の「連邦裁判官」とは、連邦最高裁判所裁判官のみを指すと解される。これは基本法 94 条 1 項の用語に対応するものである。連邦最高裁判所裁判官に任命された裁判官 (**Richter/Richterinnen**) は、ドイツ裁判官法 19a 条により職務上の名称が「**Richter am** (その裁判所の名称)」となる。そのため、例えば「**Richter am Bundesarbeitsgericht**」または「**Richterin am Bundesarbeitsgericht**」となる。裁判長 (**Vorsitzender**) に任命された裁判官は、名称が「**Vorsitzender Richter am Bundesarbeitsgericht**」または「**Vorsitzende Richterin am Bundesarbeitsgericht**」となる。

それぞれの最上級裁判部門としての地位を強調するために、連邦最高裁判所裁判官の法服 (**Amtstracht**) はカーマインレッドをしている。連邦憲法裁判所裁判官の法服は鮮紅色をしている。その他の連邦裁判所の裁判官は黒いローブを着用する。連邦大統領は裁判官の服制を命令によって定める。

連邦裁判官の給与は、連邦給与法 (**Bundesbesoldungsgesetz**) に従うものである。附則 III は個々の職務を俸給グループに分類しており、附則 IV は具体的な俸給額を定めている。連邦最高裁判所裁判官は俸給グループ R 6 (毎月約€ 10.000)、裁判長は R 8 (約€ 12.000) および長官は R 10 (約€ 15.000) とされる。連邦憲法裁判所裁判官は俸給グループ R 10 に相当する俸給を受ける。

2. 連邦裁判官の指名・任命

連邦裁判官の指名と任命は裁判官選定法 (**RiWG**) で規律される。裁判官選定法 1 条により、連邦最高裁判所裁判官は、裁判官選定委員会 (**Richterwahlausschuss**) と協力して所管連邦大臣によって指名され、連邦大統領によって任命される。

連邦最高裁判所裁判官の任命には、各所管連邦大臣が関与する。そのため連邦通常裁判所裁判の任命には連邦司法大臣が関与し、連邦労働裁判所や連邦社会裁判所

裁判官の任命には連邦労働大臣が関与する。

裁判官選定法 3 条とそれに関する 2 条により、裁判官選定委員会は最高裁判所の系列である州裁判所を管轄する 16 人の州大臣と裁判官選定法 5 条によりドイツ連邦議会 (**Deutscher Bundestag**) から比例代表で「選出された (**kraft Wahl**)」同数の委員から構成される。連邦議会総選挙のごとに改選される。そのため裁判官選定委員会は投票権を有する 32 人の委員で構成される。

裁判官選定法 10 条により、所管連邦大臣と裁判官選定委員は、連邦裁判官として指名すべき者を提案することができる。所管連邦大臣は裁判官選定委員会に裁判官職を提案している者の人事書類を提示する。その判断をなすために、裁判官選定委員会は報告者としての委員を定める。

裁判官選定委員会の提案は、その専門裁判権について所管する連邦大臣に通知される。これはその裁判所の長官にも通知される。長官は裁判所の裁判官人事委員会 (**Präsidentialrat**) に報告する。裁判官人事委員会は、ドイツ裁判官法 (**DRiG**) 49 条により、裁判官の任命について協力する。委員会は面談する候補者を召還し、候補者によって処理された判決文を請求する。書類審査と面談の結果に基づいて、裁判官人事委員会は講評 (**Benotung**) を付した勧告をなす。その最高評価は「極めて適任 (**Hervorragend geeignet**)」、最低評価は「不適任 (**Ungeeignet**)」である。

ドイツ裁判官法 54 条により、すべての最高裁判所には裁判官人事委員会が設置される。連邦通常裁判所では委員長である長官、副長官、裁判所総務部 (**Präsidium**) から選出された 2 人の委員および 3 人のその他の委員で構成されており、

その他の最高裁判所では、委員長である長官、副長官、総務部から選出された委員および 2 人のその他の委員で構成される。

この構成は最高裁判所長官に重大な影響を与える。最高裁判所長官は裁判官人事委員会の勧告を所管州大臣に通知する。これは連邦司法消費保護大臣 (**Bundesminister der Justiz und für Verbraucherschutz : BMJV**) にさらに通知される。

連邦司法消費者保護大臣は、裁判官選定法 8 条 1 項により、裁判官選定委員会を招集する。その招集通知には、裁判官選定法 8 条 2 項により、裁判官選定委員会の会議日程が記載されていなければならない、少なくとも会議の 1 週間前に委員に通知されなければならない。法律には規定されていないが、通例の実務においては、裁判官人事委員会の理由が付された勧告も委員に通知される。裁判官選定法 9 条 1

項により、その専門分野を所管する連邦大臣または連邦政府の代表が裁判官選定委員会の委員長を務める。委員長は投票権を有しない。会議は不公開とされている。会議ごとに議事録が作成される。裁判官選定法 11 条により、裁判官選定委員会は裁判官職に提案された者が、この職務についての事実的・人物的要件を満たすかどうかを審査する。

そのために通常は裁判官人事委員会の講評が注視されている。その講評には拘束されないものであるが、不文律として不適任とされた者は選任されない。裁判官選定法 12 条により、裁判官選定委員会は秘密投票による投票数多数で決議される。

裁判官選定法 13 条により、所管連邦大臣は指名を承認しなければならず、大臣が承認すれば、連邦大統領に選定者の任命を申し出なければならない。任命証書の授与により、連邦裁判官としての法律関係が基礎づけられる。それを経て初めて連邦裁判官に着任するものである。

3. 裁判官の職務分担

基本法(GG)101条1項2文は、何人も法律に定められた裁判官を奪われることはないと定めている。この原則は裁判官の職務分担について透明性のある組織であることを必要としている。

最高裁判所は、それぞれ長官、必要な数の裁判長裁判官および職業および名誉職の陪席裁判官で構成されている。部(Senate)の数は所管連邦省と連邦司法消費者保護省との合意で定まる。部ごとに裁判長、2人(連邦通常裁判所BGHでは4人)の職業陪席裁判官が在籍している。名誉職裁判官(ehrenamtlicher Richter)がいる裁判所(例えば連邦労働裁判所BAG)では、それ2人の名誉職裁判官が加わる。部ごとに5人の裁判官がいるために、常に奇数の裁判官による多数決が保障されている。ほとんどすべての部が「人員過剰(überbesetzt)」であり、例えば2人でよいところを3人の職業陪席裁判官を在籍させている。そこでは部のすべての職業裁判官によって定めた事前の内部の職務分担計画(Geschäftsverteilungsplan)で3つの合議グループが抽象的に定められている。

それぞれの年度の初めに職業陪席裁判官や——名誉職裁判官にも分担され——、

また個々の部にも割り当てられ、抽象基準により裁判所総務部(Präsidium des Gerichts)による職務分担計画(GVP)における部の管轄が定まる。そのため基本法 101 条 1 項 3 文から導き出される原則が考慮される。連邦憲法裁判所(BVerfG)は、**「可能な限り明確な予定によって、いわゆる「Blindlings-Prinzip」によって職務分担が体系化されていなければならないという原理を定立している⁽¹⁾。それによれば、抽象的・一般的な職務分担には解釈や判断の余地はないことを意味している。法律による裁判官という原則は、無作為な事件割当てによって侵害されることはない。むしろ、個々の事件で判断を任された裁判官を可能な限り一義的に認識できる抽象的・一般的な、十分に明確な規制を欠くことが許されないのである⁽²⁾。**

職務分担についての管轄は、各裁判所の総務部にある。総務部は独立した裁判所の自治機関である。

自治については基本法 97 条で定める裁判官の独立が考慮されている。その任務と構成は裁判所構成法(Gerichtsverfassungsgesetz : GVG)21a 条-同 e 条で規律される。

裁判所総務部は裁判所長官とその裁判所の裁判官によって選出された裁判所の規模に応じた数のその他裁判官で構成される。

どのようにして抽象的・一般的基準が職務分担を取り扱うのかの例として、連邦労働裁判所(BAG)の 2019 年度職務分担計画(GVP)⁽³⁾を抜粋して提示する：

A. はじめに

1. 部の管轄権は、——訴訟物についての職務分担計画に合わせない限り——判断される法律問題による。

訴訟物や法律問題が管轄権の異なる部に属する場合には、法的に重要論点である手続とされる部が管轄する。取消決定は重要とされる。

複数の部が同時に関係する場合には、部番号が小さい部が管轄する…

B. 事件の分担

1 第 1 部は以下を担当する：

(1) BVerfG 08. April 1997 - 1 PBvU 1/95 -, BVerfGE 95, 322.

(2) BVerfG 08. April 1997 - 1 PBvU 1/95 -, BVerfGE 95, 322.

(3) <https://www.bundesarbeitsgericht.de/geschaeftsverteilung/verteilung.html>

- 1.1 事業所組織法(Betriebsverfassungsrecht)、従業員代表法(Personalvertretungsrecht)および管理職委員会法(Sprecherausschussrecht)に関する事件およびその他の部が管轄しない判決・決定手続
- 1.2 …に関する判決・決定手続および不服申立て
 - 1.2.1 結社の自由(Vereinigungsfreiheit)
 - 1.2.2 協約締結能力(Tariffähigkeit)および協約締結資格(Tarifzuständigkeit)
 - 1.2.3 それに関して発生した損害賠償を含めた労働争議権
 - 1.2.4 その他の部が管轄しない企業組織法(Unternehmensverfassungsrecht)

(デュヴェル・フランツ・ヨーゼフ・ドイツ連邦共和国、元・連邦労働裁判所裁判官)
(木村 領介・明治大学大学院法学研究科博士後期課程)